



▽道路行政に關係ある法律
命令、訓令、通牒等苟くも
道路行政に當る人々の知
らざるべからざることは
凡て本欄に於て紹介す
▽道路行政に關し生じたる
疑問は本欄に於て回答す
るを以て會員諸氏は隔意
なく質問あらん事を望む

質 疑 應 答

問 道路工事受益者負擔金徵收事務を市長より區長に委任し

得るや否や、曩に道路管理者の職務は市長に專屬し法令の規
定に依る場合の外他に委任することを得ざる旨東東府知事の

問合に對し御回答相成たるやに聞知するも負擔金を命するは
管理者の職務なれとも負擔金徵收は市長の職務に付一般徵稅

と同様區長に委任するも差支なきやに被存如何哉（京都生）
答 法第三十九條に依る受益者負擔金は法第四十三條に依り

管理者たる行政廳の系統する公共團體の收入となるのである

けれども之を徵收するは之を命すると同じく道路管理者の職
務である、法第五十五條第一項に依り道路管理者に國稅滯納
處分の例に依り徵收することを得るの權限を與へたことによ
つても此徵收事務が道路管理者の職務なることを知ることが
出来る。即ち道路管理者が徵收したる後に於て其の金が道路
法に依り當然公共團體の收入となるに外ならぬのである、故
に公共團體の事務委任に關する規定を國の事務に適用して此
の事務を區長に委任するとは出来ないのである（田中省吾）

問 所有者未定の土地（係争地）を收用法に依り收用し得るも

のなるや、收用し得るものとせば何れを所有者として收用す
るものなりや（沖繩生）

答 本問については土地所有者不明の場合に於ける協議の件

（大正七年十一月十九日甲第一一三四號）
大阪府知事宛土木局長回答

通牒に依つて明かにな

つてゐる。曰く『八月二十四日土第七六四九號ヲ以テ標記ノ

件御照會ノ處收用スヘキ土地ノ所有者カ死亡シ遺産相續ニ關
シ係争中ナル場合ニ於テモ民法第九百九十四條以下及同第千

百十一條ニ依リ相續者アルヘキ筈ニ有之又所有權ニ關シ係爭中ナル場合ニ於テモ所有者ハ客觀的ニ存在スルモノナルヲ以テ以上何レノ場合ニ於テモ起業者ハ所有者ヲ指定スルコトヲ要シ(土地收用法第二十三條參照)指定シタル所有者ト協議ヲ爲スヘキモノニ有之候』と、即ち起業者は土地所有者を指定して收用手續を進行せしむべきであるが更に進んで次の二場合について考究することを要する、第一收用審査會が起業者

の指定したる者を所有者にあらずとする場合、此場合にありては收用審査會の裁決の申請を却下すべきである、第二收用審査會が甲なる人を所有者として裁決したる後に至り司法裁判所に於て乙なる人が所有者なりとの判決をなしたる場合、此場合に於て先になしたる收用審査會の裁決は當然に効力を失ふべきものではない、しかし乙は土地收用法第八十一條によつて訴願をなし又は行政訴訟を提起するか又は甲に對し不當利得の返還を請求することが出来るのである(田中省吾)

問 道路法第一條に所謂行政廳は内務大臣府縣知事及市町村長を總稱せる如し、然るに同法第五十二條及大正八年勅令第

四七二號には行政廳と之を監督する者を行政官廳として區分せり、又憲法第六十一條の行政官廳と明治二十三年法律第六號の行政廳とは同一意義のものと認めらるゝに拘らず用語を異にせり兩語の關係詳説ありたし(徳島YT生)

答 行政官廳といふのは官制によつて定められ直接又は間接に天皇の下に隸屬し國家事務の一部に付國家の意思を宣明するの權を有する國家の行政機關をいふのである、故に行政官廳は國家が自己の機關として特に設置したものであり所謂官治行政組織を成してゐるもので、例へば各省大臣、府縣知事、郡長の如きものこれである。之に對し行政廳といふのは右の外に更に國家が自己の機關として特に設置したるに非らずして市町村長の如く公共團體の機關に國家の行政事務の一部を委任したる場合其受任者、及公共團體の行政機關等を包括して表示する場合に用ひられるのである。憲法と明治二十三年法律第六號との用語についても同様である。(田中省吾)

問 道路法第七條の「新ニ道路、沿道又ハ道路ノ附屬物ト爲ルヘキモノ」の意義承知したし(徳島YT生)

答 道路法に謂ふ「新に道路、沿道又ハ道路ノ附屬物トナルヘキモノ」とは新に道路の路線に認定し又は道路の路線の認定の変更を爲したるものにして未だ道路の供用を開始するに至らざる状態に在る道路、其の附屬物又は沿道の豫定區域を謂ふのである。例之一の道路の路線を認定し、道路の新設中に係る道路、其の附屬物又は沿道となるべき部分即ち區域、等を指すのである。

道路法の規定は道路が完全に其の效用を始めた時より以後即ち道路の供用を開始したる以後に於て適用せらるゝを本則とするのであるが其の供用開始以前に於ても道路管理上道路法第七條に依り定められたる事件(大正八年十一月勅令第四百七十一號 參照)が発生したる場合には之を道路法の規定に依つて處理すること
は出来ないから甚しき不便を感ずることがある、仍て此場合に於ても道路法の規定を準用して處理することを得る旨規定したものである(谷口囑託)

俳句

徳島縣第一工區 植田岳雪

今秋徳島縣三野町流汗會員社會
奉仕として道路を繕と聞きて

陰徳の一つか露の道掃除

道路愛護を自他に望みて

休む間に行基が古事を偲びみん

聖代に道路改良の進捗を視て

關の戸は名のみ残して車かな